

## 平成30年度 井原市保育園保育料(利用者負担額)基準表

国階層	推定所得割額	国基準保育料				市階層	市階層所得割範囲	市保育料			
		3歳未満		3歳以上				3歳未満		3歳以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間			標準時間	短時間	標準時間	短時間
2	非課税	9,000	9,000	6,000	6,000	B	非課税	4,000	4,000	2,300	2,300
3	均等割のみ	19,500	19,300	16,500	16,300	C1	均等割のみ	9,000	8,900	7,000	6,900
	C2					11,000円未満	11,000	10,900	8,500	8,400	
	C3					11,000円以上 48,600円未満	13,000	12,800	10,000	9,800	
4	48,600円以上 55,000円未満	30,000	29,600	27,000	26,600	D1	48,600円以上 55,000円未満	16,500	16,300	13,500	13,300
	55,000円以上 60,000円未満					D2	55,000円以上 60,000円未満	19,500	19,200	16,500	16,300
	60,000円以上 80,000円未満					D3	60,000円以上 80,000円未満	21,000	20,700	18,000	17,700
	80,000円以上 97,000円未満					D4	80,000円以上 97,000円未満	22,500	22,200	19,500	19,200
	97,000円以上 115,000円未満					D5	97,000円以上 115,000円未満	27,500	27,100	24,500	24,200
5	115,000円以上 169,000円未満	44,500	43,900	41,500	40,900	D6	115,000円以上 169,000円未満	32,500	32,000	29,500	29,000
	169,000円以上 247,000円未満					D7	169,000円以上 247,000円未満	40,500	39,900	29,500	29,000
						D8	247,000円以上 301,000円未満	44,000	43,300	29,500	29,000
7	301,000円以上 397,000円未満	80,000	78,800	77,000	75,800	D9	301,000円以上	48,000	47,200	29,500	29,000
8	397,000円以上	104,000	102,400	101,000	99,400						

この表の3歳未満児とは、利用者負担額を算定する年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り、3歳未満児とみなします。

支給認定保護者の年少扶養控除人数が3人以上である場合は、当該支給認定保護者の所得割の額から年少扶養控除人数が2を超える人数ごとに19,800円を乗じて得た額を控除した額を当該支給認定保護者の所得割の額とみなします。

- ① 保育料は、支給認定保護者(父母等)の住民税所得割額の合計額で決定します。  
4～8月分保育料は平成29年度住民税所得割額、9月分以降の保育料は平成30年度住民税所得割額の合計額で算定となります。
- ② 母子・父子家庭や障害者のいる世帯でB階層の場合は、無料とします。
- ③ 母子・父子家庭や障害者のいる世帯でC1～C3階層の場合は、第1子の保育料を1,000円軽減し、さらに半額とします。
- ④ 母子・父子家庭や障害者のいる世帯でD1～D4階層の場合は、第1子の保育料を3歳未満は9,000円、3歳以上は6,000円とします。
- ⑤ 母子・父子家庭や障害者のいる世帯で住民税所得割額が77,101円未満の場合は、第1子の年齢に関係なく、第2子以降の保育料を無料とします。
- ⑥ 支給認定保護者の住民税所得割額合計額がB階層の場合は、第1子の年齢に関係なく、第2子以降の保育料を無料とします。
- ⑦ 支給認定保護者の住民税所得割額合計額が57,700円未満の場合は、第1子の年齢に関係なく、第2子の保育料を半額、第3子以降は無料とします。
- ⑧ 保育所、幼稚園等に通う小学校就学前の子どものうち第2子の保育料は、無料とします。(井原市独自施策)
- ⑨ 第1子の年齢に関係なく、第3子以降が3歳未満場合は、無料とします。

## 平成30年度 井原市利用者負担額基準表（1号認定こども）

国階層	推定所得割額	国基準 利用者負担額	市階層	市階層 所得割範囲	井原市 利用者負担額
2	非課税	3,000	B	非課税	3,000
3	77,100円以下	10,100	C1	77,100円以下	8,300
4	77,101円以上 211,201円未満	20,500	C2	77,101円以上 211,201円未満	13,200
5	211,201円以上	25,700	C3	211,201円以上	19,200

① 利用者負担額は、支給認定保護者（父母等）の住民税所得割額の合計額で決定します。

4～8月分の利用者負担額は平成29年度住民税所得割額、9月分以降の利用者負担額は平成30年度住民税所得割額の合計額で算定となります。

② 母子・父子家庭や障害者のいる世帯でB階層の場合は、利用者負担額を無料とします。

③ 母子・父子家庭や障害者のいる世帯でC1階層の場合は、第1子の利用者負担額を3,000円とします。

④ 母子・父子家庭や障害者のいる世帯でC2階層からC3階層の場合は、第1子の年齢に関係なく、第2子以降の利用者負担額を無料とします。

⑤ 支給認定保護者の住民税所得割額合計額がB階層の場合は、第1子の年齢に関係なく、第2子以降の利用者負担額を無料とします。

⑥ 支給認定保護者の住民税所得割額合計額がC1階層の場合は、第1子の年齢に関係なく、第2子の利用者負担額は半額、第3子以降の保育料を無料とします。

⑦ 小学校3年生以下の子から数えて、第2子の利用者負担額は半額、第3子以降は無料とします。

⑧ 幼稚園等に通う小学校就学前の子どものうち第2子の利用者負担額は、無料とします。（井原市独自施策）